

堺市公報 第26号	平成30年 6月29日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	2
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	8
○道路法に基づく府道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	9
<公告>	
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】	11
○建築基準法第48条第16項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	12
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て 【上下水道局総務部給排水設備課】	12
<教育委員会公告>	
○堺市教育文化センターの天体観測室の開館時間について 【教育委員会事務局学校教育部教育センター】	13
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	

【農業委員会事務局】 14

規 則

堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

堺市規則第62号

堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

堺市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年規則第120号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を次のように改める。

(2) 世界文化遺産登録等に関する指導及び助言を行う者 月額100,000円

第4条中第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

堺市告示第238号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

株式会社クボタ 代表取締役 木股 昌俊

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

堺市西区築港新町3丁8番

株式会社クボタ 堺臨海工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第72号 し尿処理施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時においてこの特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

カ 使用時においてこの特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表2のとおり

エ 使用時におけるこの汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時におけるこの汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当

たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年6月29日から同年7月20日まで

(2) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類		第72号 し尿処理施設 1基 (浄化槽-2)		
能力		800人槽 110m ³ /日		
工事着手予定年月日		許可後		
工事完成予定年月日		着工後4ヶ月		
使用開始予定年月日		完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 連続24時間		
使用時間の季節的変動		なし		
使用時において 当該特定施設 から排出される 汚水等の汚染 状態の通常 の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	水素イオン濃度	-	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物学的酸素要求量	mg/l	10	10
	化学的酸素要求量	mg/l	10	10
	浮遊物質	mg/l	10	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	3	3
	窒素含有量	mg/l	10	10
	燐含有量	mg/l	1	1
	大腸菌群数	個/cm ³	<3000	<3000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量		m ³ /日	95	110

別表2

種類	合併処理浄化槽 (浄化槽-2)					
構造	RC造及びFRP製					
主要寸法	9.5m×30m×4.2m					
能力	110 m ³ /日					
工事着手予定年月日	許可後					
工事完成予定年月日	着工後4ヶ月					
使用開始予定年月日	完成後					
汚水等の処理の方法	膜分離活性汚泥法					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 連続24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における 当該汚水等の 処理施設による 処理前及び処理 後の汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最大 の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度	-	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	mg/l	300	10	300	10
	化学的酸素要求量	mg/l	150	10	150	10
	浮遊物質	mg/l	250	10	250	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	30	3	30	3
	窒素含有量	mg/l	100	10	100	10
	燐含有量	mg/l	8	1	8	1
大腸菌群数	個/cm ³	無数	<3000	無数	<3000	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日	95		110		

別表3

排水口名		No.1	
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	-	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	mg/l	9.0	11.0
化学的酸素要求量	mg/l	12.5	15.0
浮遊物質量	mg/l	7.5	10.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	3.0	3.0
窒素含有量	mg/l	25.0	30.0
燐含有量	mg/l	2.0	2.5
大腸菌群数	個/cm ³	<3000	<3000
排出水の量	m ³ /日	190	220

堺市告示第239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
戎薬局 光明池店	堺市南区新檜尾台3-5-4	薬局	平成30年5月1日
キリン堂薬局 榎・美木多店	堺市南区桃山台2-3-4 ツインビル桃山パート1 1階	薬局	平成30年5月7日
アクト訪問看護ステーション	堺市堺区大仙中町1-7	訪問看護	平成30年6月1日
はるの訪問看護ステーション	堺市堺区大町東1-1-2 ATOMIC BLD. 5F	訪問看護	平成30年6月1日
訪問看護ステーション アップルキャンディー	堺市南区槇塚台2-12-8	訪問看護	平成30年6月1日
訪問看護ステーション みやび	堺市北区金岡町2214-2	訪問看護	平成30年5月1日

堺市告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
ナカイクリニック	堺市西区浜寺元町1-120-1	病院・診療所	平成30年7月1日
スギ薬局 堺白鷺店	堺市東区白鷺町3-12-47	薬局	平成30年7月1日
訪問看護ステーション f o r y o u	堺市美原区北余部40-50	訪問看護	平成30年7月1日

堺市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺狭山線	中区深井沢町6番25地先	旧	28.13 30.83	21.30	(F0034)
	中区深井沢町6番19地先	新	30.06 30.83	21.30	
堺狭山線	中区東八田275番1地先	旧	28.40 29.34	30.05	(F0034)
	中区東八田275番1地先	新	31.13 33.54	30.05	

公 告

堺市公告第438号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

堺市長 竹 山 修 身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成30年度第2四半期の利用料金

1	簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2	メロンパン教室	1,100円	通年
3	ソーセージ教室	1,400円	通年
4	バター作り教室	500円	通年
5	冷やしうどん教室	1,300円	7月度
6	ロリポップクッキー教室	1,000円	7月度
7	ミルクアイス教室	900円	7月度
8	カメロンパン教室	1,300円	7月度
9	オレンジシャーベット教室	900円	7・8月度
10	粉から作るパン教室	1,300円	8月度
11	チーズマフィン教室	1,300円	8月度
12	アニマルメロンパン教室	1,300円	8・9月度
13	もものアイスクリーム教室	900円	8・9月度
14	おばけかぼちゃのタルト教室	1,500円	9月度
15	ハロウィン★パイ教室	1,100円	9月度

堺市公告第439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うので、同条第16項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

1 日時	平成30年7月6日（金曜日） 午後2時から
2 場所	堺市堺区匠町1番地 シャープ株式会社 本社 会議室 (受付：グリーンフロント堺 正門守衛室)
3 申請内容	建築基準法第48条第13項ただし書の規定による建築許可について
4 建築概要	<p>(1) 建築主 シャープ株式会社 代表取締役社長 戴 正呉</p> <p>(2) 位置 堺市堺区匠町12番の一部</p> <p>(3) 用途 寄宿舎</p> <p>(4) 工事種別 増築</p> <p>(5) 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>(6) 建築面積 1242.63㎡</p> <p>(7) 延べ面積 5269.43㎡</p>

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第86号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号	第366号
廃 止 年 月 日	平成30年6月18日
事 業 者 の 名 称	ホーム住器株式会社
事 業 者 の 住 所	豊中市曾根東町6丁目8番6号
代 表 者 の 職 氏 名	代表取締役 堀井 義彦
事 業 所 の 名 称	ホーム住器株式会社
事 業 所 の 所 在 地	豊中市曾根東町6丁目8番6号

教育委員会公告

堺市教育委員会公告第2号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターの天体観測室の開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

堺市教育委員会
教育長 中 谷 省 三

1 開館時間

平成30年7月31日（火）における堺市教育文化センターの天体観測室の開館時間を、午前9時から午後11時までとする。

2 理由

平成30年7月31日に火星が地球に大接近する機会を捉えて予定するイベント「天文教室・火星大接近」における臨時観察会実施のため。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第8号

堺市農業委員会総会を平成30年7月5日（木）午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年6月29日

堺市農業委員会

会長 田 中 宏

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他